

認定社会福祉士認定規則第9条第3号、第9条の2第2号、第19条第4号、第24条第3号及び第33条第4号で定める相談援助実務経験の範囲等について

2017年3月12日理事会

沿革 2017年6月11日改正
2020年6月14日改正

1 相談援助実務経験の範囲等

相談援助実務経験の範囲等を次のとおりとする。

- (1) 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号）」別添1に定める指定施設機関及び職種
- (2) 認定社会福祉士認証・認定機構が認める業務の範囲
 - ア) 矯正施設における相談援助を行っている職員、社会復帰促進センターにおける相談員
 - イ) 一定の要件を満たす独立型社会福祉士として日本社会福祉士会の独立型社会福祉士名簿に登録している者
 - ウ) (1)に定める指定施設機関における管理職（常勤の役員、施設長、事務長などを含む）
 - エ) 公的機関（公的機関から業務受託を受けた施設機関の受託事業も含む）における相談員
 - オ) 民生委員・児童委員、保護司、家庭裁判所の調停委員
 - カ) 専門職後見人、保佐人、補助人及び成年後見監督人（ただし、ここでいう専門職後見人とは、社会福祉士の場合、権利擁護センターばあとなあに名簿登録をしていることが必要）
- (3) 認定社会福祉士認証・認定機構の個別認定の取扱い
前記(1)に定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助を行っているとして認定申請前に機構に照会し承認されたもの

2 相談援助実務経験の期間

相談援助実務経験として扱える期間は次のとおりとする。

- (1) 雇用関係を有している場合
雇用されている期間とする。ただし、産休・育休・長期病欠等の期間は除く。
- (2) 前記1(2)オの場合
委嘱又は任命を受けている期間とする。
- (3) 一定の要件を満たす独立型社会福祉士の場合
日本社会福祉士会へ独立型社会福祉士名簿登録している期間とする。
- (4) 専門職後見人、保佐人、補助人及び後見監督人
専門職後見人等として受任している期間とする

3 照会制度

1(3)の認定社会福祉士認証・認定機構の個別認定の取扱いについては、機構が指定する期間に、「認定社会福祉士認定申請にかかる「相談援助実務経験」照会書」に必要事項を記述のうえ、認定委員会へ照会する。

附則

2020年6月14日施行する。

西暦 年 月 日

認定社会福祉士認証・認定機構
認定社会福祉士認定委員会 御中

認定社会福祉士認定申請に係る 「相談援助実務経験」照会書

■記入上の注意

- (1) この照会書では、厚生労働省の通知で定める指定施設機関及び職種、その他機構が認める施設機関及び職種のいずれにも該当しない相談援助実務経験についてのみ照会してください。
- (2) 記入者ご自身が行った具体的な実務の経験内容を記入してください。他者や想定上の実務経験は記入しないでください。
- (3) 一つの照会内容に対し一つの照会書をお使いください。

■基本情報

申請予定分野	<input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 児童・家庭 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 地域社会・多文化		
社会福祉士登録	登録番号：	登録年月日：西暦	年 月 日
氏名			
連絡先 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先	住所：〒_____		
	TEL：	FAX：	
	E-mail：		
勤務先名			

■照会内容

施設機関名	
配属先	
職種	
従事期間	西暦 年 月から西暦 年 月まで (年 か月間)
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> その他 ()
業務内容	<p>※社会福祉士としての専門性をもって相談援助を行っていることについて、できるだけ具体的に書きください。</p> <p>※職種の位置づけと業務の関係性が分かる資料や事業内容が分かる資料を添付してください。添付資料には、出典を明記し、該当箇所を下線を引くなどしてください。</p>